

岐阜県薬剤師会
新型インフルエンザ等対策業務計画

平成26年 3月13日	制 定
令和 8年 3月30日	一 部 改 正

目 次

第1章 総則.....	P. 1
1. 目的	
2. 基本方針	
3. 有事のシナリオの考え方	
4. 発生段階の分類と対応	
第2章 実施体制.....	P. 2
1. 危機管理体制	
(1) 対策会議	
(2) 対策本部	
2. 情報収集及び情報共有	
(1) 発生前（未発生期）	
(2) 発生時（海外発生期以降）	
(3) 情報収集及び情報提供	
3. 業務継続の検討	
(1) 業務継続判断基準	
(2) 備品の整備と管理	
(3) 対応検討事項	
4. 関係機関との連携	
(1) 連携が必要となる関係機関	
(2) 発生時における連携方法	
第3章 発生段階ごとの対応.....	P. 7
1. 初動期 A	
(1) 主な対策	
(2) 業務継続判断基準	
2. 対応期 B	
(1) 主な対策	
(2) 業務継続判断基準	
3. 対応期 C-1・C-2	
(1) 主な対策	
(2) 業務継続判断基準	
4. 対応期 D	
(1) 主な対策	

(2) 業務継続判断基準

5. 新型インフルエンザ等発生時における主な対策一覧

第4章 その他..... P. 15

1. 教育（啓発・専門人材の育成等）・訓練・必要物資の備蓄

2. 計画の見直し

<参考資料>

別紙1 国際機関、政府機関及び関係医療団体等連絡先一覧..... P. 16

別紙2 新型インフルエンザ等発生時における業務体制（報告用紙）..... P. 18

第1章 総則

1. 目的

一般社団法人岐阜県薬剤師会（以下「本会」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第8号に基づく「指定地方公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、指定地方公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、また、指定地方公共機関は、特措法第9条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

この計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月改正）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 基本方針

岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するため、並びに生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、地方公共団体、指定地方公共機関及び地域・職域薬剤師会等と相互に連携を図りながら、本会における適切な業務の機能が維持できるようにする。

また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

さらに、感染症危機への対応には平時から体制作りが重要であることから、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能にするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

3. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定する。

4. 発生段階の分類と対応

本計画では、新型インフルエンザ等対策政府行動計画における発生段階の分類に基づき具体的な対応等を定める。新型インフルエンザ等の発生時における本会の対応については、政府等が発信する情報等を踏まえて、計画に沿ってその都度決定する。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期 A	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止されるまで (以下の4つに区分される)
B	・封じ込めを念頭に対応する時期
C-1	・病原体の性状等に応じて対応する時期
C-2	・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
D	・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第2章 実施体制

1. 危機管理体制

(1) 岐阜県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施するため、岐阜県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

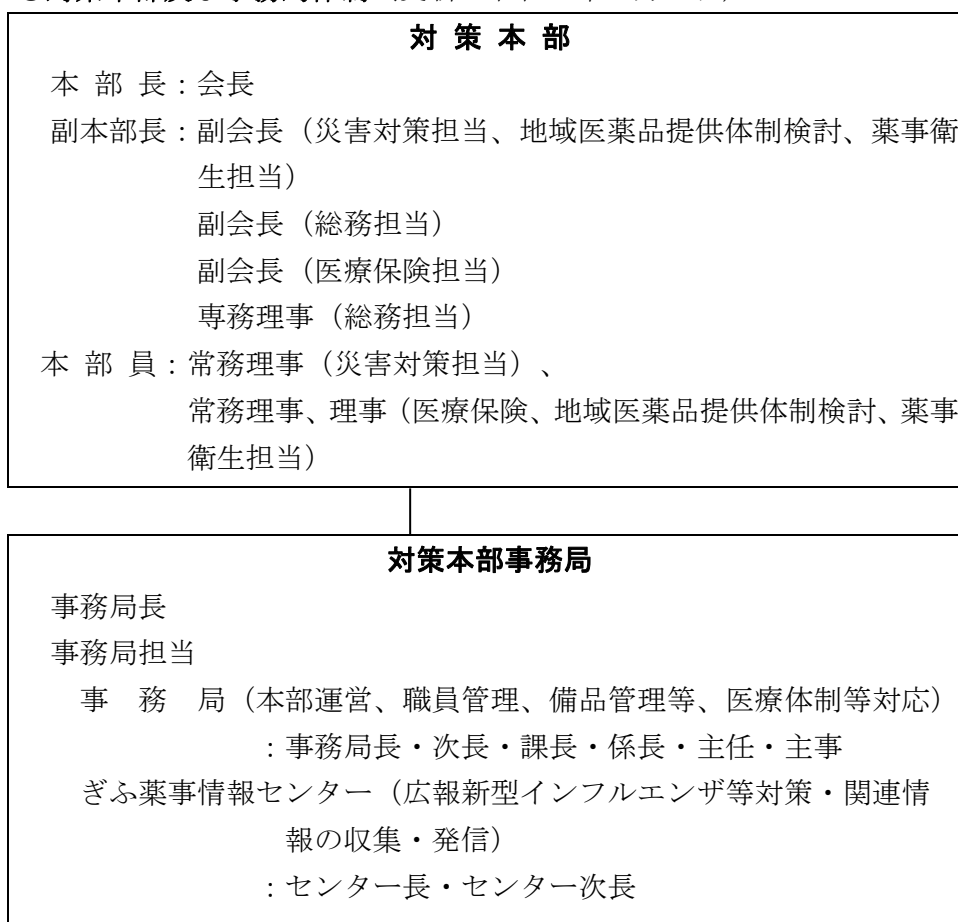
対策会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、日本薬剤師会及び関係団体と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、実践的な訓練を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策の実施について迅速な意思決定が可能となるような体制を確立するため、会長は特措法第22条第1項に基づく岐阜県感染症対策本部が設置されたときは、「新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）」を設置する。

- ① 対策本部は、本会における新型インフルエンザ等対策全般を統括し、本業務計画に基づく具体的な対策の実施及び解除について決定する。
- ② 対策本部の構成は、次の通りとし、本部長が必要とした場合には構成員を追加・変更することが出来る。また、対策本部の下に「対策本部事務局」を置く。
- ③ 対策本部の運営は柔軟に行う。
- ④ 岐阜県感染症対策本部が廃止されたときは、対策本部を解散する。

○対策本部及び事務局体制（更新 令和7年4月1日）



2. 情報収集及び情報共有

(1) 発生前（準備期）

地域・職域都薬剤師会との連絡を密にし、情報連絡経路を明確にしておく。

新型インフルエンザ等に関する情報を日本薬剤師会、岐阜県庁等の行政機関から入手するとともに、地域・職域薬剤師会等と情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じてこの計画の見直しに役立てる。

<主な情報入手先>

内閣官房／新型インフルエンザ等対策	https://www.caicm.go.jp/index.html
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症・予防接種情報	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	https://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
公益社団法人日本医師会	https://www.med.or.jp/

(2) 発生時（初動期以降）

① 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適

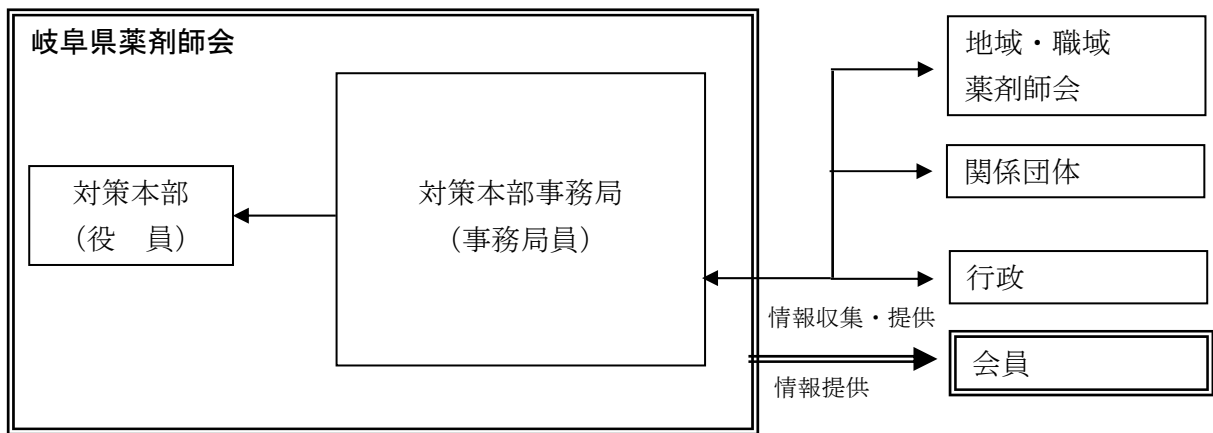
切に情報交換を行う。

- ② 必要に応じて、医療機関等の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集し、対策活動の実施に活かす。
- ③ 得られた情報は、必要に応じて、本会の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 情報収集及び情報提供

対策本部事務局は、日本薬剤師会、岐阜県庁等の行政機関から新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集を行い、地域・職域薬剤師会等への適切な情報提供を行う（別紙1参照）。

○情報収集及び情報提供体制



3. 業務継続の検討

新型インフルエンザ等の発生時において、感染の拡大を防止する観点から本会における業務の継続について、あらかじめ対策会議において検討を行い、感染の発生段階別に継続する業務及び中止する業務、必要な人員数の配置等の業務体制について定めておく。そのため各事務局担当は、下記の継続業務判断基準を参考にして感染の各段階別に継続する業務、中止・延期する業務の内容を整理し、事務局長へ報告する（別紙2参照）。

各事務局担当においては、業務継続に必要な取引業者（サプライチェーン）と新型インフルエンザ等発生時の業務の継続について事前確認を行う。業務の継続についての最終的判断は、対策本部が行う。

なお、対策本部、対策本部事務局の構成員のみならず、本会の役員、職員間の緊急時の連絡体制を整備しておく。

発生段階	継続業務判断基準
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常業務を継続 ・対応期への対応準備
対応期	<p>(新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会、委員会、講習会、地域職域代表者協議会の中止・延期 ・原則として、役員・職員以外の来会を禁止 ・原則として、本会内での「中止・延期する業務」を停止 (※在宅勤務により対応可能な業務は継続) ・状況を勘案して業務を適宜回復

※在宅勤務とは、職員の自宅、その他自宅に準じる場所（本会指定の場所に限る）において情報通信機器を利用した業務をいう。

(2) 備品の整備と管理

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な物品・備品を確保する。物品・備品のリストは別途作成する。

(3) 対応検討事項

新型インフルエンザ等への対応は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定して、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。そのため、対策本部事務局においては事務局担当者間で連携し、発生段階別における対応が円滑に行われるよう必要な事項を検討し、準備を行っておく。

※新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことを受けて、政府から特別の要請がなされる場合等を除いて、出勤停止等の業務制限は行わないものとする。

(事務局)

- ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の健康管理、研修、想定訓練の実施
 - ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の感染実態把握及び感染対策に関する事項
 - ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の動員、人員計画等に関する事項
 - ・新型インフルエンザ等発生時における入館管理方法
 - ・消毒薬の会内設置、会内消毒の実施に関する事項
 - ・新型インフルエンザ等対策に係る物品・備品の備蓄、管理に関する事項
 - ・対策本部の設置・運営に関する事項
- (本会内で対策本部の会議が開催できない場合の対応を含む)
- ・日本薬剤師会、岐阜県、関係団体との連絡調整に関する事項
 - ・会内で発症した者への救護に関する事項
 - ・本会の業務実施に必要な一連の取引業者（サプライチェーン）との新型インフルエン

ザ等発生時の業務の継続についての確認方法

- ・在宅勤務に向けた環境整備
- ・対応期に出勤する役員・職員への補償に関する事項
- ・時差出勤制の実施に関する事項
- ・在宅勤務・待機、時差出勤制を採用した場合の役員・職員の給与等に関する事項
- ・新型インフルエンザ等発生時における担当役員不在の場合の決裁や経理処理の方法等
- ・新型インフルエンザ等発生に備えた職員の研修、想定訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等発生時における役員・職員の安否の確認方法等
- ・会員・地域・職域薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項等
- ・ホームページの管理等に関する事項
- ・報道機関への対応に関する事項等
- ・医療提供体制に関する情報（薬局・薬剤師が各地域での医療の提供を継続する上で必要な情報等）の収集、対策の検討、提供に関する事項
- ・会員・地域・職域薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項等
- ・地域・職域薬剤師会との連絡体制の構築

（ぎふ薬事情報センター）

- ・科学的情報（新型インフルエンザ等発生地域、特徴、病状、治療方法等に関する情報等）の収集、提供に関する事項
- ・会員、地域・職域薬剤師会その他外部からの問い合わせへの対応に関する事項

4. 関係機関との連携

(1) 連携が必要となる関係機関

<連携機関>

機関名	電話番号	FAX番号
岐阜県健康福祉部感染症対策推進課	058-272-8450	
一般社団法人岐阜県医師会	058-274-1111	058-271-1651
公益社団法人岐阜県歯科医師会	058-274-6116	058-276-1722

(2) 発生時における連携方法

- ① 地域・職域薬剤師会等には、ファクシミリ、Eメール、携帯電話等、あらゆる通信手段を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。
- ② 必要に応じて、特定の地域・職域薬剤師会及びその他関係機関と直接情報交換を行い、または岐阜県対策本部による指示・要請により、必要な連携を図る。

第3章 発生段階ごとの対応

1. 初動期 A

目的	1) 対応期以降への準備
想定される事態・影響	1) 役員・職員の発生国及び発生地域への出張中止 2) 役員・職員の海外出張中止 3) 役員・職員の海外私的旅行の自粛・中止
行動の基準	国内外における感染症の発生情報の覚知

(1) 主な対策

1) 対策本部	①各職員に初動期の対応を指示 ②各員からの情報を分析 ③不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 事務局	①備品の整備確認、配布準備 ②業務継続についての確認・準備 ③役員・職員へ感染予防措置（マスク着用等による咳エチケット、うがい、手洗い等）の啓発喚起 ④役員・職員の在宅勤務体制、時差出勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入の検討 ⑤事務局における業務継続のために必要な人員数の確認と感染者以外の自宅待機となる職員の取り扱いを検討 ⑥地域・職域薬剤師会との連絡体制を構築
3) ぎふ薬事情報センター	①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告 ②第2章「実施体制」2-(3)に基づき得られた情報を基に、対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を地域・職域薬剤師会等へ発信 ③必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会のホームページに掲載 ④新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告 ⑤対策本部における対策の報道機関への広報

(2) 業務継続判断基準

- ① 原則として通常業務を継続
- ② 対応期への対応準備

2. 対応期 B（封じ込めを念頭に対応する時期）

目的	1) 役員・職員等の感染防止 2) 役員・職員等への感染拡大の阻止
想定される事態・影響	1) 役員・職員の国内出張の自粛・中止 2) 本会の活動の縮小 3) マスク等の防護具、衛生用品の不足
行動の基準	政府対策本部による基本的対処方針の実行

(1) 主な対策

1) 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ①各職員に対応期の対応を指示 ②各員からの情報の分析 ③役員・職員の海外出張の中止を決定 ④役員・職員の国内出張の自粛、中止を決定 ⑤委員会、講習会等会議の延期、中止を決定 ⑥原則として、役員・職員以外の来会を禁止することを決定 (但し、事務局長が特に認めた者はこの限りでない。) ⑦本会事務所の閉鎖について検討 ⑧不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①対策本部会議の開催を手配 ②対策本部の決定事項等を周知徹底 ③役員・職員へのマスクの配布 ④役員・職員以外（部外者）の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施。（但し、来会が許可された場合は、特に指定した会議室等において対応する。） ⑤消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 ⑥事務所内の消毒の徹底 ⑦会館の入り口扉の閉鎖の検討し決定 ⑧会館入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施 ⑨原則として、役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会が許可された場合は、特に指定した会議室等において対応する ⑩役員・職員への感染予防措置の徹底（マスク着用等による咳エチケット、うがい・手洗いの強化等） ⑪役員・職員の不要不急の外出自粛（繁華街、映画館等の不特定多数の集まる場所への外出自粛）を協力要請 ⑫役員・職員の在宅勤務体制の導入を検討し、実施

	⑬役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入 ⑭役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 ⑮役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ様症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施 ⑯地域・職域薬剤師会との連絡体制を構築 ⑰会内で発症した者への救護体制の確認と実施
3) ぎふ薬事情報センター	①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告 ②第2章「実施体制」2-(3)に基づき得られた情報を基に対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を地域・職域薬剤師会等へ発信 ③医療提供に必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会ホームページで情報発信 ④新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告 ⑤対策本部における対策の報道機関への広報

(2) 業務継続判断基準

- ① 総会、委員会、講習会、地域・職域薬剤師会代表者協議会等の会議の中止・延期
- ② 原則として、役員・職員以外の来会を禁止

3. 対応期 C-1 (病原体の性状等に応じて対応する時期)

対応期 C-2 (ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)

目的	1) 被害の最小化 2) 役員・職員等の感染阻止 3) 対策本部関連業務など、重要業務に限って継続
想定される事態・影響	1) 原則として、会内における「中止・延期する業務」を停止 (在宅勤務により対応可能な業務は継続) 2) 役員・職員、その家族が感染 3) 社会活動の制限 4) 食料等の生活関連物資の不足 5) 治安の悪化、国民生活の混乱
行動の基準	1) 役員・職員、その家族から感染者が発生

(1) 主な対策

1) 対策本部	①各職員に対応期 C-1・C-2 の対応を指示 ②各員からの情報の分析 ③役員・職員の海外出張の中止を継続 ④役員・職員の国内出張の中止を継続 ⑤委員会、講習会等会議の延期、中止を継続 ⑥役員・職員以外の来会を禁止することを決定 ⑦本会事務所の閉鎖について検討 ⑧不測の事態への対応策を検討し、決定
2) 事務局	①対策本部会議の開催を手配 ②対策本部の決定事項等を周知徹底 ③備品の管理、出勤者への配布 ④役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の実施 ⑤消毒薬の事務所内及びトイレ内設置 ⑥事務所内の消毒の徹底 ⑦汚染された廃棄物処理の徹底強化 ⑧会館の入り口扉の閉鎖の検討し決定 ⑨会館入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施 ⑩原則として、役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会が許可された場合は、特に指定した会議室等において対応する ⑪役員・職員への感染予防措置の徹底強化 ⑫役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底 ⑬役員・職員の在宅勤務体制の導入 ⑭役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入 ⑮役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告 ⑯役員・職員本人又は同居者に 38 度以上の発熱、咳等のインフルエンザ様症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施 ⑰会内で発症した者への救護 ⑱業務継続に必要な人員数を確保できない場合は、補助人員を確保し、割り当て ⑲宿直制導入の検討と実施 ⑳地域・職域薬剤師会との連絡体制を構築
3) ぎふ薬事情報センター	①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告 ②第 2 章「実施体制」2 - (3) に基づき得られた情報を対策

	<p>本部員とともに対策を検討し、必要な情報を地域・職域薬剤師会等へ発信</p> <p>③医療提供に必要な情報については、対策本部の了解のもと、本会ホームページで情報発信</p> <p>④新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告</p> <p>⑤対策本部における対策の報道機関への広報</p>
--	---

(2) 業務継続判断基準

- ① 原則として、本会内での「中止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続）

4. 対応期D（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

目的	<p>1) 本会の通常業務の復旧・回復</p> <p>2) 役員・職員等への感染防止</p> <p>3) 対策の評価と見直し及び次の流行に備えた準備</p>
想定される事態・影響	<p>1) 役員・職員、その家族の感染者数が減少し、低い水準でとどまる</p> <p>2) 社会活動の段階的な復旧</p>
行動の基準	政府対策本部、県対策本部の廃止

(1) 主な対策

1) 対策本部	<p>①各職員に対応期Dの対応を指示</p> <p>②各員からの情報の分析</p> <p>③役員・職員の海外出張の停止の解除について検討し決定</p> <p>④役員・職員の国内出張の停止の解除について検討し決定</p> <p>⑤委員会、講習会等会議の延期、停止の解除について検討し決定</p> <p>⑥事務局長が特に認めた者を除き、役員・職員以外の来会を禁止することを決定するとともに、その解除についても検討し決定</p> <p>⑦業務の復旧について検討し決定</p> <p>⑧これまで実施してきた対策の評価・見直し</p> <p>⑨不測の事態への対応策を検討し、決定</p>
2) 事務局	<p>①対策本部会議の開催を手配</p> <p>②対策本部の決定事項等を周知徹底</p> <p>③備品の管理、出勤者への配布</p>

	<p>④原則として、役員・職員以外の来会禁止の決定に伴う受付体制等の準備と実施 但し、来会が許可された場合は、特に指定した会議室等において対応する。</p> <p>⑤会館の入り口扉の閉鎖の解除について検討し決定</p> <p>⑥消毒薬の事務所内及びトイレ内設置</p> <p>⑦事務所内の消毒の徹底</p> <p>⑧会館入り口に「来会による問い合わせ等への対応を控えている」旨の周知策を実施（来会の解禁に伴い、周知策は停止）</p> <p>⑨汚染された廃棄物処理の徹底</p> <p>⑩役員・職員への感染予防措置の徹底</p> <p>⑪役員・職員の不要不急の外出自粛を徹底</p> <p>⑫役員・職員の在宅勤務体制の導入</p> <p>⑬役員・職員の時差通勤、自動車・自転車・徒歩通勤体制の導入</p> <p>⑭役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告</p> <p>⑮役員・職員本人又は同居者に38度以上の発熱、咳等のインフルエンザ様症状が出た場合には、出勤を停止する等の処置を実施</p> <p>⑯会内で発症した者への救護</p> <p>⑰地域・職域薬剤師会との連絡体制を構築</p>
3) ぎふ薬事情報センター	<p>①医療提供体制に関する情報を収集し、対策本部へ随時報告</p> <p>②第2章「実施体制」2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を地域・職域薬剤師会等へ発信</p> <p>③医療提供に必要な情報については、対策本部の了解・総務部の統括のもと、本会ホームページで情報発信</p> <p>④新型インフルエンザ等の発生地域、特徴、症状、治療方法等の情報等を収集し、対策本部へ随時報告</p> <p>⑤対策本部における対策の報道機関への広報</p>

(2) 業務継続判断基準

- ① 状況を勘案して業務を適宜回復

5. 新型インフルエンザ等発生時における主な対策一覧

主な対策		初動期 A	対応期 B	対応期 C1～C2	対応期 D
対策本部	各職員への指示	○	○	○	○
	各種情報の分析	○	○	○	○
	役員・職員の海外出張停止	○	○	○	○*1
	役員・職員の国内出張停止		○	○	○*1
	委員会等会議の延期・停止		○	○	○*1
	部外者の来会禁止		○*2	○	○ *1*2
	事務所の閉鎖の検討		○	○	
	業務の復旧についての検討				○
	実施した対策の評価・見直し				○
	不測の事態への対応		○	○	○
事務局	対策本部会議の手配		○	○	○
	決定事項の周知徹底		○	○	○
	物品・備品の整備・配布	○*3	○ マスク等	○	○
	事業継続に必要な取引業者と業務継続について確認	○			
	会員・地域・職域薬剤師会等からの問い合わせへの対応				
	役員・職員への感染予防措置の啓発・徹底	○	○	○	○
	役員・職員への不要不急な外出自粛の協力要請		○*4	○	○
	役員・職員の在宅勤務体制の導入	○*5	○	○	○
	役員・職員の時差出勤、自動車・自転車等通勤体制の導入	○*5	○	○	○
	部外者の来会禁止への対応		○*2	○	○*2
	事務所入り口扉の閉鎖		○	○	○*6
	消毒薬の設置		○	○	○
	消毒の徹底		○	○	○
	来会対応を控えている旨の周知策		○	○	○*6
	役員・職員の感染状況の把握と対策本部への報告		○	○	○
	役員・職員、同居者が症状発現した場合の出勤停止		○	○	○
会内で発症した者への救護		○	○	○	
汚染された廃棄物処理の徹底			○	○	

	業務継続に必要な補助人員の確保と割り当て			○	
	宿直制導入の検討と実施			○	
	会員、地域・職域薬剤師会等からの問い合わせへの対応	○	○	○	○
	地域・職域薬剤師会との連絡体制を構築	○*5	○	○	○
ぎ ふ 薬 事 情 報 セ ン タ ー	医療提供体制に関する情報の収集、対策の検討及び提供	○	○	○	○
	第2章「実施体制」2-(3)に基づき得られた情報を対策本部員とともに対策を検討し、必要な情報を地域・職域薬剤師会等へ発信	○	○	○	○
	医療提供に必要な情報については、対策本部の了解・総務部の統括のもと、本会ホームページで情報発信	○	○	○	○
	新型インフルエンザ等発生地域、特徴、症状等の情報等の収集及び提供	○	○	○	○
	対策本部における対策の報道機関への広報	○	○	○	○

- * 1 解除を検討
- * 2 原則禁止
- * 3 準備
- * 4 協力要請
- * 5 検討
- * 6 解禁に伴い停止

第4章 その他

1. 教育（啓発・専門人材の育成等）・訓練・必要物資の備蓄

(1) 職員に対する教育の計画、実施

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

また、本会における新型インフルエンザ等対策（業務継続計画）については、全役員・職員に周知を図る。

(2) 専門人材の養成等

新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の養成等を行う。

(3) 訓練の計画、実施

必要に応じて、国等と連携した訓練を計画、実施する。

(4) 必要物資の備蓄

所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。また、必要な食料品や生活必需品についても備蓄を行う。なお備蓄資材リストについては、日本薬剤師会業務継続計画（災害対策編）の備蓄資材リストと共通とする。

2. 計画の見直し

(1) 新型コロナウイルス対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。検討の結果をもとに、DXの推進状況や在宅勤務の普及状況、訓練等の実施結果、新たな情報や多様なシナリオ等を踏まえ、理事会の承認を得て、適宜見直し改善を行うものとする。

(2) 変更点及び変更後の計画については、全役職員に周知する。

<参考資料>

本計画の作成に当たっては、以下の資料を参考とした。

- ・日本薬剤師会「日本薬剤師会における新型インフルエンザ対策マニュアル」（平成21年5月）
- ・日本薬剤師会「（薬局向け作成例）新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（案）」（平成26年1月23日）
- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日全面改定）
- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和6年8月30日全面改定）
- ・岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月28日全面改定）

【別紙1】行政機関及び関係医療団体等連絡先一覧

1 岐阜県庁

組織名	連絡先	URL
岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課	058-272-1111 内線 3341	https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11237/
岐阜県健康福祉部 薬務水道課	058-272-1111 内線 2574	https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11224/

2 地域・職域薬剤師会

地域職域	郵便番号	住所	電話番号	FAX
岐阜市	500-8146	岐阜市九重町 4-5 岐阜県薬剤師会館	058-260-9900	058-245-6550
各務原市	500-0145	各務原市鶯沼朝日町 5-1-7	058-370-0390	058-370-0390
山県市	501-2104	山県市東深瀬 664-6 ふかせ調剤薬局	0581-23-0355	0581-23-0350
羽島	501-6236	羽島市江吉良町新道 1 羽島薬局	058-391-4318	058-391-4490
大垣	503-0887	大垣市郭町 1-80-5 2F 一般社団法人大垣薬剤師会	0584-78-6666	0584-78-6617
海津養老	503-0321	海津市平田町今尾 3041 (資)大和屋薬局	0584-66-2023	0584-65-1008
揖斐郡	503-2424	揖斐郡池田町池野字深池道上 7-6 ピノキオ薬局池田店	0585-45-0233	0585-45-0233
もとす	501-0322	瑞穂市古橋 1073-2 ミズホ調剤薬局内 もとす薬剤師会	058-328-2026	058-328-2026
関	501-3253	関市栄町 1-3-1 丹羽薬局	0575-22-0728	0575-24-4011
郡上	501-5121	郡上市白鳥町白鳥 20-1 柏友堂薬局	0575-82-4470	0575-82-4467
可茂	—	—	—	—
多治見市	507-0041	多治見市太平町 6-67-10Sビル 3F 多治見市薬剤師会	0572-26-7340	0572-24-5720
土岐市	509-5142	土岐市泉町久尻 47-1 すこやか会館 4 階 土岐市薬剤師会	0572-55-6689	0572-54-6032
瑞浪市	509-6107	瑞浪市穂並 2-120 穂並調剤薬局	0572-66-2755	0572-66-2756
恵中	508-0011	中津川市駒場 1666-3414 メゾン伊藤 1F 恵中薬剤師会	0573-66-8925	0573-66-8925
下呂市	509-2202	下呂市森 1419-32 下呂薬局	0576-25-2120	0576-25-6271
高山市	506-0009	高山市花岡町 3-79-1 花岡ビル 2 階 2A 高山市薬剤師会	0577-57-5025	0577-57-5026
飛騨市	506-1111	飛騨市神岡町東町 512-1 なごみ薬局	0578-82-1304	0578-82-1363
卸勤務	507-0041	多治見市太平町 5-9 (株)メディセオ多治見支店	0572-22-9131	0572-23-2820
薬公協	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県健康福祉部薬務水道課内	058-272-1111	058-278-2610
病薬	501-1194	岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学医学部附属病院薬剤部内	058-230-7092	058-230-7093
大学	502-8585	岐阜市三田洞東 5-6-1 岐阜薬科大学三田洞キャンパス内	058-237-3931	058-237-5979

4 その他関係機関

団体名	連絡先	FAX	備考
日本薬剤師会	03-3353-1170	03-3353-6270	
岐阜県医師会	058-274-1111	058-271-1651	
岐阜県歯科医師会	058-274-6116	058-276-1722	
岐阜県医薬品卸協同組合	058-262-3141	058-262-3001	
岐阜県公衆衛生検査 センター	058-247-1300	058-248-0229	
セコム	058-263-6124	058-262-8403	警備

【別紙2】新型インフルエンザ等発生時における業務体制（報告用紙）

岐阜県薬剤師会 事務局 () 策定日：
薬事情報センター ()

※どちらかに「○」				
	発生段階	継続業務	停止・延期業務	業務継続に必要な最低員数
初動期 A	<継続業務判断基準> ・原則として通常業務を継続 ・国内発生早期以降への対応準備	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
対応期 B	<継続業務判断基準> ・総会、委員会、講習会、全国担当者会議、ブロック会議等各種会議の停止・延期 ・原則として、役員・職員以外の来会を禁止	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
対応期 C 1 C 2	<継続業務判断基準> ・原則として、本会内での「停止・延期する業務」を停止（在宅勤務により対応可能な業務は継続）	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)
対応期 D	<継続業務判断基準> ・状況を勘案して業務を適宜回復	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(員数)
				(特記事項)

※ 本取り決めにかかわらず、対策本部の決定を最優先するものとする。